

## 下関市公園愛護会報償要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下関市都市整備部公園緑地課が管理する公園等及び別表1に掲げる公園（以下「公園等」という。）の愛護のために、公園の除草作業及び清掃作業を行い、公園内の美化に協力する団体（以下「公園愛護会」という。）に対して報いることを目的とする。

### (公園愛護会の結成)

第2条 公園愛護会は、公園等の所在する地区の自治会等をもって結成する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公園等の所在する地区に住所を有する生計を別にする3名（18歳以上に限る）以上の者で結成するとき。ただし、18歳未満の者が構成員として活動することは妨げない。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定される就労移行支援及び就労継続支援を行う本市に所在する施設並びに同条第27項に規定される地域活動支援センターで本市に所在する施設をもって結成するとき。

### (結成届)

第3条 公園愛護会を結成したとき、その代表者は、結成届（様式第1号）により、市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 代表者等に変更が生じたときは、変更届（様式第2号）によりその旨市長に届け出なければならない。

### (廃止届)

第4条 公園愛護会を廃止したとき、その代表者は、廃止届（様式第3号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

### (活動内容)

第5条 公園愛護会の活動内容は、除草作業又は清掃作業を月1回以上行うものとする。

### (活動報告書)

第6条 公園愛護会の代表者は、活動状況を作業日誌（様式第4号）に記載し、市長の請求する時期に、日誌を提出しなければならない。

(報償金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により、作業日誌の提出があったときはこれを確認し、予算の範囲内において、別表2に定める基準により当該愛護会に報償金を交付する。

2 市長は、新たに結成された公園愛護会については、第3条の結成届の結成日が属する月の翌月から第5条の活動内容(以下「活動内容」という。)に対し、前項の基準で定める報償金を月割りで交付する。ただし、結成日が月の初日であって、かつ、当該月から第5条の活動内容を行った場合に限り当該月から報償金を月割りで交付する。

3 市長は、前2項の報償金を交付する場合には、上半期分(4月から9月まで)及び下半期分(10月から翌年3月まで)に対するものとの2回に分けて交付する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第1条関係)

湯玉駅前団地内公園①
湯玉駅前団地内公園②
川嶋団地内公園①
川嶋団地内公園②
夢ヶ丘公園下団地内公園
四の浜団地内公園
川棚石塔団地内公園

三の浜団地内公園
塩田団地内公園①
塩田団地内公園②
塩田団地内公園③
下村団地内公園
谷吉団地内公園
飛田山団地内公園
田中団地内公園①
田中団地内公園②
湯の町団地内公園
水王庵団地内公園
ほたるが丘団地内公園
長徳寺団地内公園
新川団地内公園①
新川団地内公園②
高杉団地内公園
リフレッシュタウン室津内公園
豊洋台運動公園
豊洋台新町公園
豊洋台1丁児童公園
豊洋台2丁児童公園①
豊洋台2丁児童公園②
新川ハートフル公園

別表 2 (第 7 条関係)

公園愛護会報償費算出基準

項 目	活動面積	金 額
基本額	800 平方メートル未満	20,000 円
加算額	800 平方メートル以上	1 平方メートル当たり 8 円

備考

- 1 活動面積は、5 千平方メートルを上限とする。
- 2 金額は、千円未満四捨五入とし、千円単位とする。